

市の財政状況について



「市の財政状況ってどうなっているのだろう？よくわからない」というお声に応じて、例えを交えながらわかりやすく説明します。

1 財政って難しくてよくわかんないけど具体的に教えて？

市民の皆さまから納めていただく税金や使用料、国・県からの補助金、交付金など、また、銀行等からの借入金（市債）などの収入を、どんな目的（福祉や教育など）に使うかを定めることを「財政」といいます。それを数値で示したものが「予算」です。予算には歳入（一般家庭でいう収入）と、歳出（一般家庭でいう支出）で構成されています。

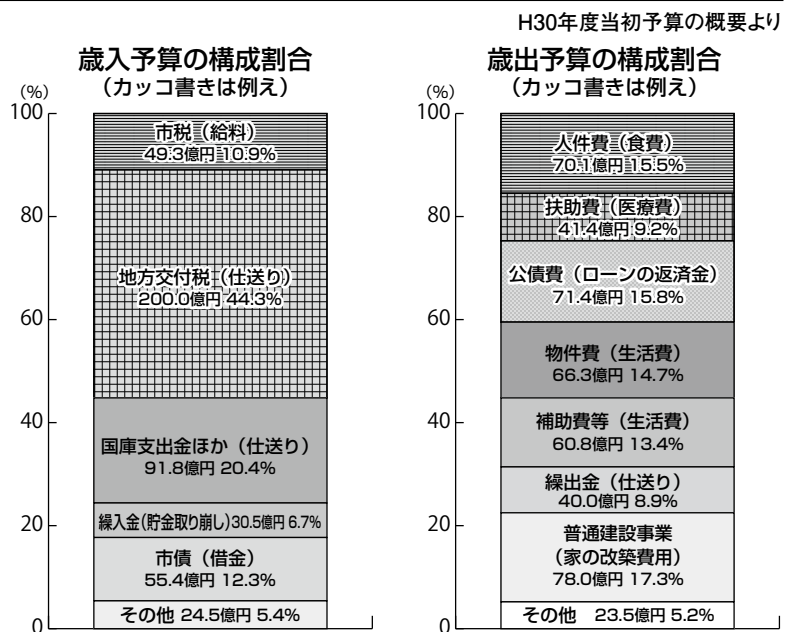
2 佐渡市のお財布はどうなっているの？

家計に例えると、収入では、市税は給料。地方交付税や国・県支出金は実家からの仕送り、市債は借金、繰入金は貯金の取り崩しに当てはまります。

市の財源のおおもととなる市税は49.3億円で全体の10.9%、歳入の中で最も大きな割合を占めている地方交付税は200億円で44.3%を占めています。

支出では、人件費は食費、扶助費は医療費、公債費はローンの返済金、普通建設事業は家の改築費用などに当てはまります。

職員の人件費、生活困窮者等に対して支出される扶助費、市の借金を返済する公債費と、支出が義務付けられている義務的経費が182.9億円で約4割を占めています。



3 市の歳入の約4割を占める地方交付税が減額しているって本当なの？

地方交付税のうち大部分を占める普通交付税は、市町村合併の特例措置として、市町村合併後の新市の状態で計算する「一本算定」ではなく、旧市町村ごとに計算し合算する「合併算定替」により交付され、そのうち「一本算定」と「合併算定替」の差額は割増額として交付されることになっています。

この特例措置により合併後10年間、佐渡市では平成25年度までは差額の全額が交付され、平成26年度から5年間をかけて段階的に割増額が減少し、平成31年度には、割増分はなくなります。

